

# I 総論

---

# 第 1 章 計画の基本的な考え方

---

## 1. 計画策定の趣旨

### (1) 高齢化の更なる進展

高齢化の更なる進展に伴い我が国の高齢化率は、令和 2 年 9 月 15 日現在、28.7% となっています。(平成 27 年度国勢調査を基礎とした推計)

我が国の総人口が減少に転じる中、高齢者数は今後も増加し、第 1 次ベビーブーム期 (1947～1949 年) に生まれた「団塊の世代」全てが 75 歳以上となる令和 7 (2025) 年には 30.0% に達すると予測されています。

また、第 2 次ベビーブーム期 (1971～1974 年) 生まれの「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上となる令和 22 (2040) 年には、高齢化率が 35.3% になると見込まれています。

現在、舞鶴市では、国の平均以上に高齢化が進んでおり、令和 2 (2020) 年には高齢化率が 31.8% となっています。また、令和 7 (2025) 年には 33.9%、令和 22 (2040) 年には 38.9% に達すると予測されています。

### (2) 高齢化と社会の変化

高齢化の進展、後期高齢者 (75 歳以上) の増加に伴い、寝たきりや認知症等で介護を必要とする高齢者や核家族化による一人暮らしや高齢者のみの世帯等、日常生活に支援を要する世帯の更なる増加が予想されます。

更にその先を展望すると、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 (2040) 年に向け、総人口・現役世代人口が減少する中で、高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い 85 歳以上人口が急速に増加することが見込まれます。

また、介護サービスの需要がさらに増加・多様化することが想定される一方、現役世代の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が重要となります。

### (3) 介護保険制度の変遷

介護保険制度は、その創設 (平成 12 (2000) 年) から 20 年が経過し、この間に介護保険サービス利用者は飛躍的に増大しており、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活を支える制度として定着・発展してきました。

平成 18 (2006) 年 (第 3 期計画) には、平成 27 (2015) 年の高齢者介護のあるべき姿を念頭に置きながら、ますます増加する高齢者支援のニーズに対して、介護

予防給付及び地域支援事業の創設による予防重視型システムへの転換、地域密着型サービスや地域包括支援センターの創設等、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護保険制度全般についての見直しが行われました。

さらに、平成 27 (2015) 年 (第 6 期計画) では、令和 7 (2025) 年を目途に医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、費用負担の見直し、施設サービスの見直し、地域支援事業の見直し (介護予防・日常生活支援総合事業) 等、大きな見直しが行われました。

また、平成 30 (2018) 年 (第 7 期計画) では、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進、医療・介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進、利用者負担割合の見直し等が行われました。

#### (4) 第 8 期計画策定に向けた制度改正

令和 3 年度から施行される地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 (令和 2 年法律第 52 号) の主な内容は、次のとおりです。

##### 1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

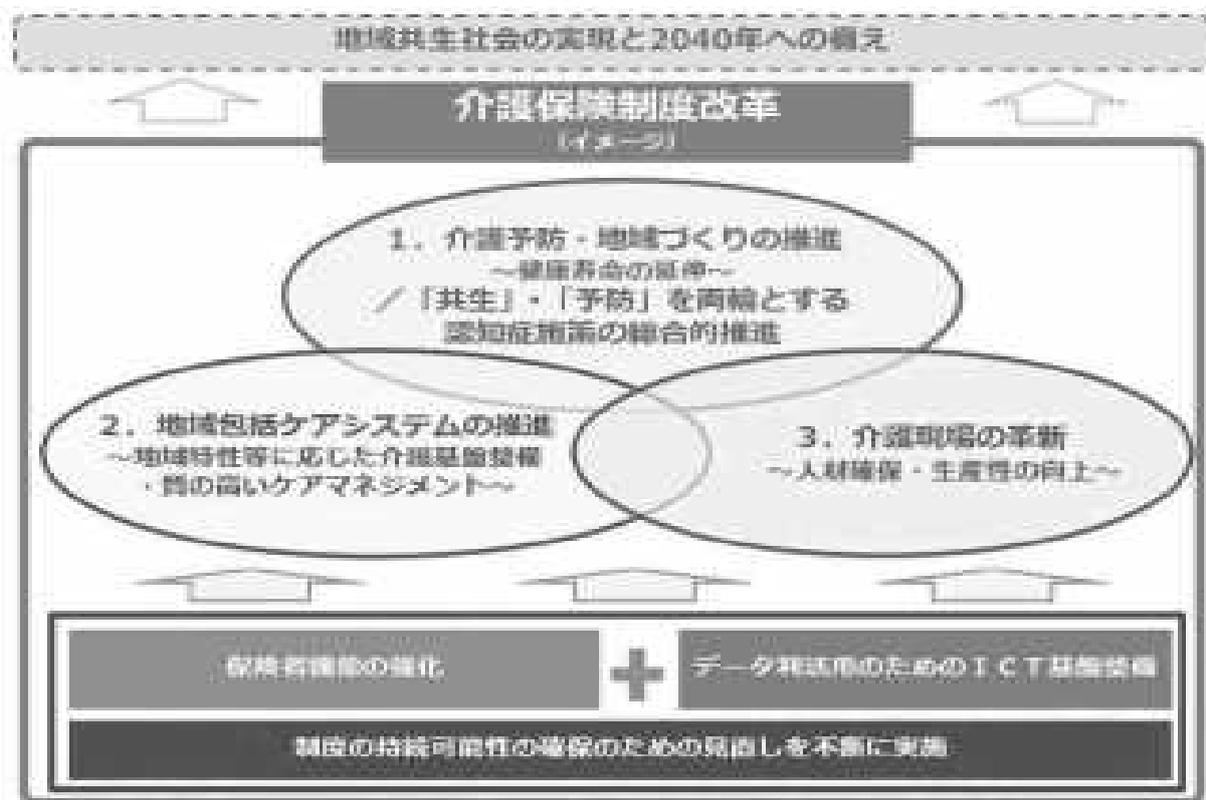
##### 2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい (有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅) の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

##### 3. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。

## ＜介護保険制度改正の全体像＞



出典:厚生労働省 社会保障審議会・介護保険部会(令和元年12月27日)資料

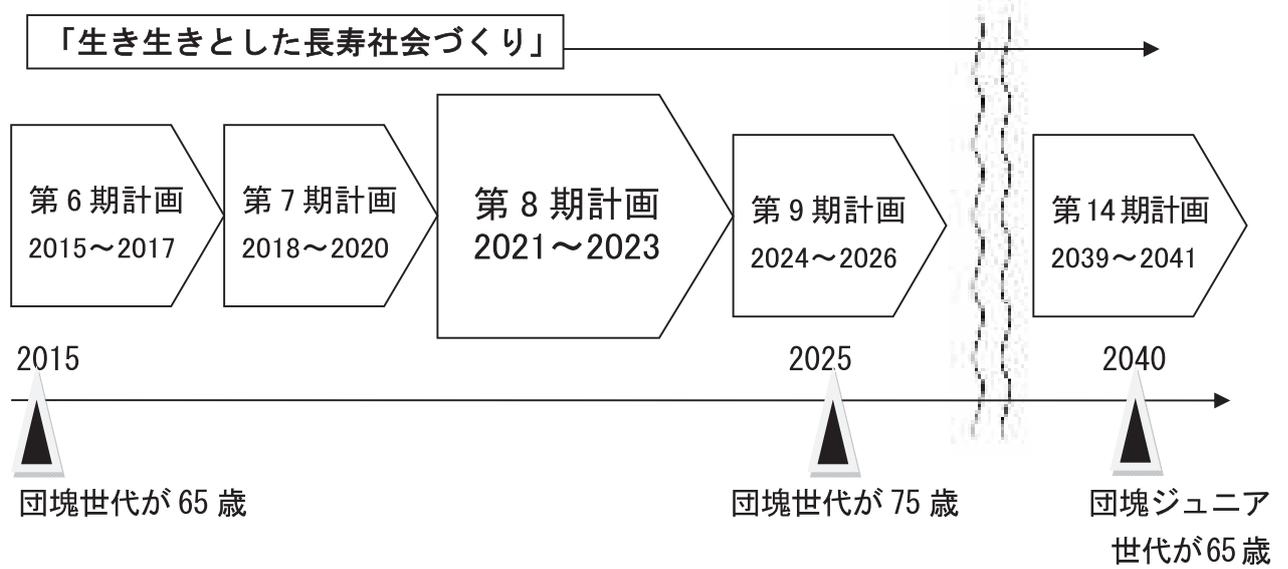
### (5) 第8期の策定方針

本市においても、平成12(2000)年の介護保険制度創設時から国の示す方向性を重視しながら高齢者保健福祉計画を策定し、「健康と生きがいをづくりの推進」「尊厳の確保と自立した生活の実現」「地域共生社会の形成」の3つの基本理念のもと、政策目標である「生き生きとした長寿社会づくり」に向け、保健・福祉サービスの推進や介護保険制度の円滑な実施・運営に取り組んできました。

団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年に向け、上位計画等との整合性を図りながら、介護保険制度の持続可能性の確保を念頭に置き、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を一層進めることを目標として「第8期高齢者保健福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定することとします。

更に、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年をも見据え、総人口・現役世代人口が減少する中で、介護サービス利用者数がピークを過ぎ減少に転じることも想定しつつ、本市の実情に応じた多様な介護サービス基盤の整備を図るべく、本計画を策定します。

## (6) 2025年・2040年を見据えた介護保険事業計画の策定



## 2. 計画の位置づけと期間

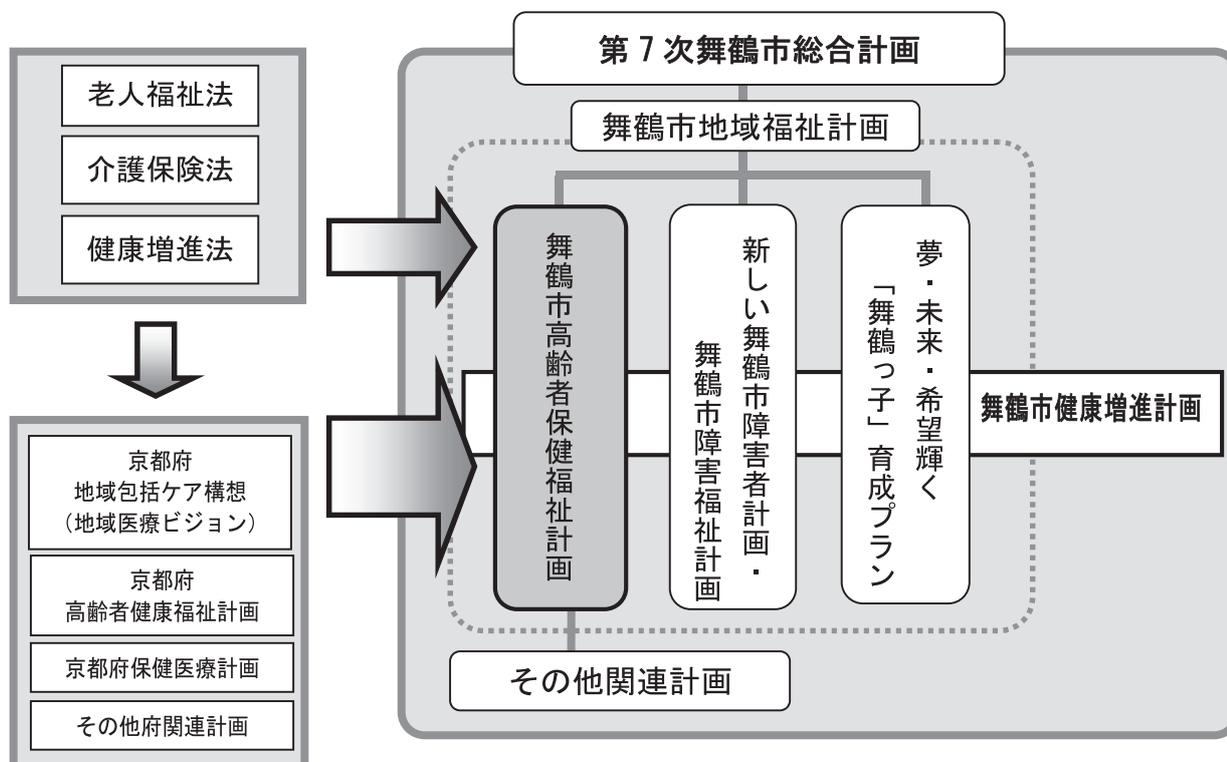
### (1) 法令の根拠

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定する老人福祉計画と介護保険法第 117 条に規定する介護保険事業計画を併せ、「舞鶴市高齢者保健福祉計画」として一体的に策定するものです。また、本計画には市町村介護給付適正化計画を包含するものとします。

### (2) 関連計画との関係と位置づけ

本計画は、「第 7 次舞鶴市総合計画」「舞鶴市地域福祉計画」を上位計画とし、高齢者の健康・福祉の向上と介護保険事業を一体的に推進するための個別計画として位置付けられるものです。

また、高齢者の健康づくり、福祉施策や介護保険制度を円滑に実施することを目的に、「新しい舞鶴市障害者計画・舞鶴市障害福祉計画」、「舞鶴市健康増進計画」及び京都府の関連する計画等との調和を図りつつ、これからの取り組むべき課題を明らかにするとともに、中長期的な視点から、令和 22 (2040) 年度 (第 14 期高齢者保健福祉計画の中間年度) に向けた中期段階の計画となります。



### (3) 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。なお、この計画策定後、著しい社会変動等が生じた場合は、必要に応じ修正・見直しを行います。

## 3. 計画策定の経緯と策定後の点検体制

計画の策定にあたっては、学識経験者や舞鶴医師会、福祉関係団体をはじめ、地域の各種団体の代表から構成される「舞鶴市長寿社会プラン推進会議」において、関係者の積極的な参画を仰ぐとともに、市民アンケート、事業者アンケート等の実施を通じて、市民との協働により計画づくりを行いました。

計画の実施状況や進捗状況の点検・評価については、「舞鶴市長寿社会プラン推進会議」において、以下の内容について、実態調査などの手法により点検等を行っています。

- ① 提供サービスの状況、事業者間の連携状況等の評価
- ② 行政機関における調整及び連携等の点検及び評価
- ③ 地域包括支援センターの設置、運営及び評価
- ④ 地域密着型サービスの事業所指定及び運営評価
- ⑤ サービスの質的・量的な観点及び地域の保健・福祉・医療関係者の意見を反映した評価
- ⑥ 市民及び利用者のサービスに対する満足度等の評価